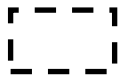
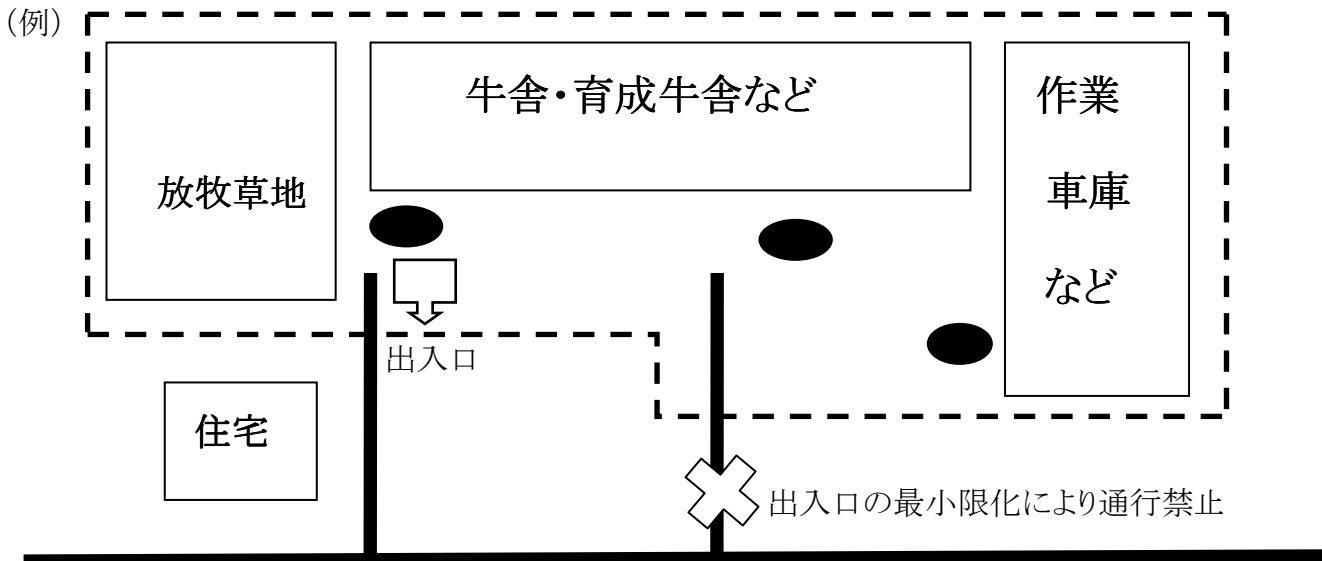


「飼養衛生管理基準」の改正について

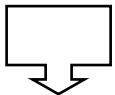
— 家畜伝染病予防法の改正と共に飼養衛生管理基準も改正となりました —

○衛生管理区域の設定

畜主は農場を衛生管理区域とそれ以外の区域に分け、両区域の境界をわかるようにする



衛生管理区域 出入口を必要最小限にする



農場内に必要のない者を立ち入らないように看板を設置



施設等の出入口に消毒設備を設置

○家畜の健康観察と異常が確認された場合の早期通報

速やかに家畜保健衛生所へ通報し、出荷・移動を停止する

○埋却等の準備

口蹄疫等が発生した場合に備え、処分した家畜を埋却する土地の確保

○感染ルート等の早期特定のための記録の作成や保管

- ・ 衛生管理区域内の立ち入りを制限し、立ち入った者の氏名や目的等を記録保管する
- ・ 導入、出荷や移動した家畜の種類や導入元、移動先等の記録保管
- ・ 所有者や従業員が海外に渡航した場合の記録保管
- ・ 家畜の異状等の記録保管

● 畜主は飼養衛生管理基準を遵守し、家畜伝染病等の予防に努めて下さい！

● 一般の方は必要以上に衛生管理区域内（牛舎や放牧草地）へ近づかないようご協力下さい！